

会 議 録

令和 7 年度 第 3 回和光市介護保険運営協議会

開催年月日・召集時刻

令和 7 年 8 月 4 日(月)午後 1 時 30 分

開催場所

サンアゼリア 企画展示室

開催時刻

午後 1 時 29 分

閉会時刻

午後 2 時 40 分

出席委員

事務局

菅野 隆

健康部次長兼長寿あんしん課課長

鈴木 正敏

梅津 俊之

深野 正美

長寿あんしん課主幹兼課長補佐

森田 圭子

川口 暢

山口 はるみ

長寿あんしん課課長補佐

宮永 美都

石井 ゆり奈

熊谷 和恵

長寿あんしん課介護保険担当統括主査

安田 芳子

島津 結実

八木沢 直子

長寿あんしん課介護保険担当主任

清水 孝悦

安藤 拓人

木暮 晃治

長寿あんしん課地域支援事業担当保健師

渡久地 勢子

柏 諭実

松根 洋右

欠席委員

岩崎 郁人

茂野 洋之

備考

傍聴者 無し

会議録作成者氏名

川口 暢

会 議 内 容

川口主幹	<p>午後1時30分より前ですが、皆様お揃いになりましたので、ただ今より、第3回和光市介護保険運営協議会を早速始めさせていただきたいと思っております。本日は大変お暑い中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の進行を務めます長寿あんしん課、主幹の川口です。議会に先立ちまして、本日の資料の確認をいたします。</p> <p>まず次第。次に資料1-1、令和6年度埼玉県和光市介護保険特別会計決算。資料1-2、令和6年度埼玉県和光市介護保険特別会計決算資料(令和5年度との比較)。資料2、令和6年度決算計画値と実績の比較について。資料3、令和7年度インセンティブ交付金の評価結果。資料4、令和7年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算(案)。資料5、和光市高齢者紙おむつ等購入費助成要綱の一部改正。以上です。資料に不足のある方いらっしゃいますでしょうか。</p> <p>それでは、開会にあたりまして健康部次長、梅津より皆様に一言ご挨拶を申し上げます。</p>
梅津次長	<p>皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、また連日の猛暑の中、介護保険の運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の会は、今年度に入って3回目の会ということで、議員の皆様には短期間での日程調整などご協力いただきまして誠にありがとうございます。本日の会議では報告事項が3件、諮問事項が2件と、議事が多くなっており、合わせて資料も幾つかございます。委員の皆様には、お時間おかけいたしますが、滞りない進行にご協力いただきたく考えておりますので、本日もどうぞよろしくお願いたします。</p>
川口主幹	<p>続きまして、運営協議会に対しまして、市長から諮問をさせていただきます。本来であれば、市長から会長に諮問書をお渡しすべきところですが、公務のため、梅津次長が代理で行います。</p> <p><諮問書、代読></p>
川口主幹	<p>介護保険運営協議会につきましては、和光市市民参加条例第12条第4項の規定により、原則公開となっております。また、会議後には会議録を作成し公開をいたします。その際、記録につきましては要点記録とし、各委員のご意見、ご発言については、委員名を明記した上での議事録といたしますのでご了承ください。なお、会議録作成のため録音を行っておりますが、作成後に消去いた</p>

菅野会長	<p>します。それでは菅野会長に会議の進行をお願いいたします。</p> <p>それではただいまから令和7年度第3回和光市介護保険運営協議会を開催します。本日の会議は、15時ぐらいまでを予定しております。円滑な議事進行のご協力をお願いいたします。会議の開催にあたり委員定数について事務局の確認をお願いします。</p>
川口主幹	<p>はい。着座にて失礼します。本協議会は15名の方が委員であります。その過半数である8名の出席が会議の成立要件となりますが、本日過半数以上13名の出席ですので、会議は成立いたします。</p>
菅野会長	<p>ありがとうございます。それでは、議事に入りますが、初めに議事録署名人をご指名させていただきます。名簿順でございますが八木沢委員、安田委員のお2人に議事録の確認署名をお願いいたします。</p> <p>傍聴者の方いらっしゃいませんね。</p> <p>それでは議事次第に沿って、進めさせていただきます。報告事項が3つ、諮問事項が2つとなります。まず報告事項1からお願いいたします。</p>
安藤主任	<p>それでは、長寿あんしん課介護保険担当の安藤と申します。着座での説明で失礼いたします。では報告事項1、令和6年度埼玉県和光市介護保険特別会計決算についてご説明いたします。資料1-1をご覧ください。</p> <p>ページをお開きいただきまして、1番、介護保険特別会計決算状況についてご説明いたします。こちらは令和6年度の歳入額と歳出額を各項目ごとに記載しています。以前よりご説明している介護給付費の「期ずれ」に伴う、年間13回払いを含んだ数字となっています。後ほど各項目の令和5年度との比較についてご説明をいたしますので、金額の詳細な説明は割愛させていただき、ここでは最終的な合計値のみご説明いたします。</p> <p>令和6年度の歳入の合計は、52億3231万3433円となりまして、歳出の合計は50億8017万695円となっています。表の左下を見ていただくと、令和6年度から令和7年度に繰越する余剰金について記載しています。歳入と歳出の差額である、1億5214万2738円が繰越金となります。</p> <p>続きまして、次のページの2番、項目別決算の内訳をご覧ください。先ほどのページの各項目の実績をグラフに直したものとなります。左側の歳入では法定負担割合が決められているため、当然ながら均等な円グラフとなっています。右側の歳出では全体の86.5%を保険給付費が占めており、続いて地域支援事業</p>

安藤主任

が7.3%を占めています。2つの事業費だけで、合わせると全体の93.8%を占めていることがわかります。

続いて次のページの、3番、介護保険介護給付費準備基金の状況について、ご説明いたします。令和6年度の当初は2億2803万円が積み立てられていましたが、令和6年度は、2940万円を取り崩したため、年度末の積立金額としては1億9863万円となっています。これらは「期ずれ」の是正に伴い支出した9000万円を含んでおりますが、一般会計から別途繰入した2億1000万円は含んでいない金額となっています。

資料1-1の説明は以上となりまして、資料1-2をご覧ください。令和6年度介護保険特別会計決算資料について、1番介護保険特別会計の決算状況については、単年度の実質的な収支を記載しています。最終的に令和6年度は6309万円の赤字となっております。令和6年度は「期ずれ」を解消するために準備基金から9000万円、一般会計から2億1000万円繰入れしているので、準備基金の取り崩しがなければ、9000万円のマイナスがありませんので、実質的な収支は、2691万円の黒字となる予定でありました。

令和6年度は第9期介護保険事業計画の1年目であるため、介護給付は年々増加していることを考えると、本来であれば黒字になる年度の予定でした。また、表の数字には一般会計から繰入れした2億1000万円について、含んでおりません。

続いて次のページ、2番、第1号被保険者の状況については、第1号被保険者全体ではやや微増していますが、前期高齢者65歳から74歳の高齢者は4.5%減少し、後期高齢者である75歳以上の高齢者は7.4%増加しています。

3番、第1号被保険者の要介護認定の状況について、各介護度別に増減がありますが、要支援認定者数は10人増加し、要介護認定者数は23人減少しています。要介護認定者数全体では13人減少していることとなります。

次のページ、4の1、保険給付費の推移についてご説明いたしますが、4ページ目の保険給付費の推移は、「期ずれ」を含む13回払いの数字を記載しているので、令和5年度との比較ができないため、次の5ページ目の、4の2保険給付費の推移（12ヶ月払い）でご説明をいたします。

保険給付費の推移を令和5年度と確定すると、介護給付費全体では令和5年度が6.8%の増加に対して令和6年度は5.6%の増加とやや伸び率が鈍化しています。サービスごとの伸び率では、要支援者が対象となる予防給付が40%から50%の増額ありますが、給付費額の増加では、居宅介護サービス費が全体の72.5%、施設介護サービスが全体の26.1%の増加で、2つのサービスの増加額だけで増加額全体の98.6%を占めています。一方で、地域密着型介護サービスは

安藤主任	<p>3.84%の減少となっています。</p> <p>次のページ、地域支援事業の推移については、全体で3.6%の微増となっています。内訳では総合事業が2.8%、包括推進事業で4.1%の増加となります。</p> <p>次のページに進んでいただきまして、6番、介護保険料の付加収納状況について、(1)、徴収方法ごとの人数割合について見てみると、収納が確実な特別徴収及び口座振替の割合が0.3%増加しています。(2)、収納状況は普通徴収の収納率がやや増加して、全体では0.08%収納率が増加し、収納の状況としてはやや良くなっていると考えられます。</p> <p>令和6年度介護保険特別会計決算の説明については以上となります。</p>
菅野会長	<p>はい、ありがとうございます。報告事項ですけども、何かご質問ございますでしょうか。「期ずれ」については、今まで事務局から説明、報告があったところだとは思いますが、ただ、それじゃないところで何かご質問があれば、お願いします。</p>
鈴木副会長	<p>資料1の2ページですか。保険状況で歳入歳出の歳出の総務費がですね、総務管理費、この不用額が3分の1以上不用になっていますが、これは何か原因があるのでしょうか。ちょっと相当、不用額がありますか。</p>
梅津次長	<p>課長の梅津でございます。もともと総務管理費につきましては、システム改修を予定していたのですが、事業者との調整の中で、システム改修が行わなかったという経緯がございますので、その分合計金額が増えております。</p>
鈴木副会長	<p>この金額は、普通より予算が大きかったのですか。</p>
梅津次長	<p>そうです、システム改修費がございましたので、不用になっております。</p>
鈴木副会長	<p>はい、わかりました。</p>
菅野会長	<p>介護認定者が減ってるということで、その前期高齢者が、減って、75歳以上のご高齢者が増えている。これは前期高齢者がそのまま後期高齢者に入っていて、新たに、入った前期高齢者は健康な方が多かったということなのか、そこから辺どうお考えになりますか。</p>
梅津次長	<p>はい、あの、段階世代の方々が、もう75歳以上に上がらないというところ</p>

	<p>で、これからはどんどん、前期高齢者の方が少なくなっていき、75歳以上の後期高齢者が増えていく傾向になってまいりました。そうしますと、やはり年齢を重ねていきますと、どうしても介護認定を取得される方が増えてくる、というような状況が一般的と思われますので、今後、和光市でも、介護認定者は増えていくのかなというふうに思っております。</p>
菅野会長	<p>他の市と比べていかがですか、この傾向。</p>
梅津次長	<p>確か令和3年度までは、前期高齢者の方が多かったんですね。令和4年度以降がもう後期高齢者が増えてきておりますので、この傾向としては、やはりもう後期高齢者が増えていくという傾向が見えております。</p>
菅野会長	<p>当然人口が増えて、高齢者率も増えていく。ただやはり介護予防が非常に功を奏しているのか、それとも他に今後必要になるものがどう増えていくのか、やはりそこら辺のところを踏まえて、今後の、そのサービスの計画を立てていかなきゃいけないと思うのですが。</p> <p>他にいかがですか。はい、どうぞ。</p>
森田委員	<p>資料1-2の1ページの説明で、計画1年目だから本来黒字のはずなんだけれども、6,309万円の赤字、というのが出てますけれども、次の2ページでは、認定者数は微増しているということなんですけれども、赤字となった原因は何でしょうか。</p>
梅津次長	<p>赤字となった一番の大きな原因は期ずれの解消のために、9千万円基金を崩しておりますので、本来、計画の初年度である令和6年度につきましては、基本、初年度が黒字、2年目がその同じくらいの金額、3年目が赤字、そしてその3年間で平均化するというのが本来の在り方なので、本来、令和6年度は黒字になる予定が期ずれの関係で9千万円使って赤字になってしまった、というわけです。</p>
菅野会長	<p>ありがとうございます。よろしいですか。それでは報告事項1が終了しまして、続いて報告事項2についてお願いします。</p>
安藤主任	<p>はい、それでは報告事項の2、令和6年度決算計画値と実績の比較についてご説明します。資料2をご覧ください。</p>

安藤主任	<p>ページを開いていただくと3つの項目を記載しています。1、予防給付・介護給付は、各サービス毎の計画値と実績値の比較を記載しています。2、標準給付見込額は、各事業毎の計画値と実績値の比較を記載しています。3、第9期計画期間の標準給付見込額は、計画期間3年間の計画値を記載しています。</p> <p>介護保険料は、計画で推計した給付費の伸びを見込んで設定しています。そのため、計画値と実績が近い数値であれば、介護保険事業の財政状況としては、健全であると考えられます。あるいは、計画値よりも実績値が少ない場合は、財政状況に余裕があり、準備基金への積立が多くなると考えられます。</p> <p>1の各サービス毎の比較を見ると、表の左半分である予防給付は、計画値よりも実績値が多くなっていることがわかります。真ん中の介護給付は、ほとんどが黒三角で示されているとおり、計画値よりも実績値が少なくなっていることがわかります。右側合計値でも、費用額が大きい介護給付の影響を受けて、ほとんどが、計画値よりも実績値が少なくなっています。</p> <p>2標準給付費見込額の一歩下の合計額を見ると、令和6年度は、計画値よりも8,517万円程度の黒字になっています。しかしこの費用には、期ずれを是正するための13回目の支出を含まない数字であるため、実際は資料1-1決算書でお示した43億9227万円が支出額となり、2億1768万円程度、計画値よりも実績値が多くなっています。</p> <p>3第9期計画期間の標準給付見込額の合計額では、計画期間3年間で給付額が毎年2億2~4千万円程度伸びる見込みで計画を策定しており、今年度である令和7年は、43億9046万円、来年度である令和8年度は、45億3360万円を見込んでいます。</p> <p>令和6年度決算の計画値と実績の比較の説明は以上です。</p>
菅野会長	<p>ありがとうございます。それでは先ほどのご質問、お願いします。</p>
鈴木副会長	<p>資料2の実績で、2ページ目に、通所サービス、通所リハビリテーションの数字がですね、計画に対して実績が、こう少なくなっている数字になっているのですが、これはどのような要因があるのでしょうか。</p>
梅津次長	<p>第9期の計画を立てる際に、第8期の実績を見るのですが、第8期の実績の伸びと実際の伸びが異なったのが大きな要因と思いますが、あと通所リハなどのサービスは通所型で要介護度が重くない方が利用するサービスですが、先ほどの人数の比較でありましたとおり要介護2の方は減少しています。また訪問型の訪問介護が想定以上に増えているといったことが考えられます。</p>

菅野会長	はい、他にいかがでしょうか。それでは報告事項2は以上としまして、続けて、報告事項の3をお願いします。
安藤主任	<p>はい、それでは報告事項の3、令和7年度インセンティブ交付金の評価結果についてご説明をいたします。資料3をご覧ください。令和7年度のインセンティブ交付金の状況は、昨年9月頃に作成したもので、内容としては令和6年度の取り組み状況の評価するものです。交付額の大部分が評価点と第1号被保険者の人数を同規模の自治体と比較することで決定されて、令和7年度に実際に交付金が国から支払われるものとなっています。</p> <p>2ページ目をご覧くださいと、インセンティブ交付金の構造について記載しています。インセンティブ交付金は2つの交付金からなるもので、保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金があります。それぞれ推進交付金、努力支援交付金と呼ばせていただきますが、推進交付金は介護保険事業の土台部分である実施体制や事業の基盤となるものを評価いたします。一方で、努力支援交付金は事業内容の中身を評価するものとなっています。</p> <p>3ページ目に令和6年度と令和7年度の各項目の評価点の一覧を記載しています。結果の総括につきましては4ページにまとめていますので、4ページのほうをご覧ください。令和6年度と比較して、令和7年度は全体的にやや順位が良くなっておりまして、全国の順位は314位から226位、県内順位は9位から8位に上昇しました。昨年度と比較して変化の大きい項目について、以下の3点分析しています。</p> <p>1つ目、推進交付金の介護人材の確保及びサービス提供基盤に関する項目で点数が50点から56点に増加しています。理由としては、「設問、地域における介護人材の確保、定着のために都道府県等と連携しつつ、必要な取り組みを実施しているか」という問いに対して、県や関係団体の取組と共同した取り組みを行い、市として独自事業を実施している。という点について、令和6年度は取組結果を公表していません、としていましたが、令和7年度は公表したことで加点されました。</p> <p>2つ目、努力支援交付金の認知症総合支援を推進する項目で点数が、64点から44点に減少しています。理由としては、設問が認知症初期集中支援チームに関するものから難聴高齢者の早期発見、早期介入に関するものに変更されたことによって、現在、市では難聴高齢者に対する個別の取組を実施していないため、減点となりました。</p> <p>3つ目、③推進交付金、努力支援交付金で同じ項目として定められている高</p>

安藤主任	<p>齢者がその状況に応じて可能な限り自立した日常生活を営むという項目で 35 点から 50 点に増加しています。内容としては、介護度別に介護度の変化率の状況と変化率の年度ごとの差によって評価されています。令和 7 年度は要介護 1、2 の方の変化率が少ないことで、全国上位 1 割以内となり、20 点加点されたことが大きな要因となりました。ただ、一方で、要介護 1 の認定者が増加することが介護保険事業全体で、悪いということではないので、点数のみで評価を判断することは難しいと考えられます。令和 7 年度インセンティブ交付金の評価結果の説明については以上となります。</p>
菅野会長	<p>はい、ありがとうございます。ちなみこの全国順位 314 位とありますが、全国ではどれくらい団体があるんですか。314 位というけども、ランキング中の 314 位なのか。314 位って言うけど、315 位までしかなくて 314 位なのか。</p> <p>あと、では、その難聴について僕は専門ですけど、国が積極的に取り上げなくなりましたが、我々の経験でも難聴だとか、例えば目の視力障害によって外からの刺激が減ってくることによって、そうすると、認知機能が低下してきます。ですから、この身体的な機能によっても認知が低下しますから感覚機能が落ちる事っていうのは十分注意しなきゃいけないっていうのはあります。認知症患者に対してよく申し上げる事なんですけども、そこら辺について、難聴やあと視力障害に対しての何がこういった支援があるんですかね。</p>
梅津次長	<p>はい。支援ではないのですが、県内で障害者の手帳があれば、補装具という形で、補聴器の交付はあるんですけども、やはりこの加齢による難聴、お年を召されて難聴になりましたっていう方に対しては、基本的にはその補聴器の交付というのは行われていません。ただ、埼玉県で今 63 市町村中で、今 10 何市かですね、その加齢による難聴についても、補聴器の交付というのをやっている状況です。ただ和光市は行っていない。そういった中で、やはりこの財源的な問題があるというところで、和光市としましては、今年度、埼玉県に対しまして、市町村会という組織がありまして、その市長会の場において、そういった加齢性難聴に対する、補聴器の購入に対する助成を市が行った場合は、その分、県の方で財政支援をしてほしいという事を要請しております。そういう状況です。</p>
菅野会長	<p>わかりました。でも、この加齢性難聴に対する補聴器というのをするのかどうかについては、まず耳鼻科に受診をするということから始めるべきだと思います。</p>

	<p>ます。実際に、いくら補聴器を補助してもですね、耳鳴りがするとかで外してしまう。無くしてしまう。といったこともあります。そこはやはり耳鼻科の先生にちゃんと診察していただき、ご意見をいただきながら行っていく、ということが必要ですね。そして無駄なお金を使わないようにする。</p>
梅津次長	<p>ありがとうございます。</p>
川口主幹	<p>すいません、先ほどのいくつかの団体があるのかというご質問についてですが、一部事務組合を含めますので、合わせて 1780 団体になります。以上です。</p>
菅野会長	<p>じゃあ、まあ、そんなに低いわけじゃないんですね。安心しました。はい、山口委員どうぞ。</p>
山口委員	<p>難聴に関してなんですけれども、以前、拡声器？集音機？ですか、今もうちは使っているのですが、予防のところをいただいて、そういうことをやっていただくというのもいいかと思えます。</p>
菅野会長	<p>わかりました。ご意見として承ります。はい、どうぞ。</p>
鈴木副会長	<p>この交付金は国からですか。またこの決算では見えませんが実際どのくらい交付されているのかうかがいます。</p>
梅津次長	<p>こちらの交付金は国からの交付金となりまして、R6 年度は、900 万円と 400 万円程度交付されています。</p>
森田委員	<p>インセンティブ交付金の仕組みがよく分からないのですが、その点数によってもらえる金額が違うのですか。</p>
梅津次長	<p>おっしゃる通りです。</p>
森田委員	<p>で、それはどのぐらいの幅でどういう仕組みになっているのか、いくらぐらい、何だとのどのくらいもらえると、そういうところはどのなんですか。</p>
梅津次長	<p>その点数によって配分が変わってくるんですけども、ただ国の予算によっても変わってきますので、おそらく毎年金額は変わる形になります。あと、国の</p>

	<p>ほうが行いたい政策部分について点数配分が高かったりします。前回、認知症に関わる事業が不足ということで、それこそ認知症の取り組みをしましたが、逆にそこがなくなってしまって難聴になったりとか、そういった国の方向性で動く交付金になりますので、高い時もあれば低い時もあります。ちょっと難しい交付金になります。</p>
森田委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
菅野会長	<p>よく国は、点数の高いところにご褒美あげるような形をとります。本来は点数の低いところに、投入するようなお金を使うというのが本来なんでしょうけどね。だから点数の低いところは低いなりに理由があるんですよ。だからそれをね、ただ単に餌をぶら下げてやらせるという事自体が、よく医療の現場ではあるのですが、あの、本当にちょっとね、違和感はあるところです。</p> <p>はい、お願いします。</p>
川口主幹	<p>はい。去年の時もちょっとお話をさせていただきましたけれども、もちろんそのインセンティブ交付金を、きちんとやって点数が高くてですね、多くもらえることに越したことはないかと思えます。ただ、介護保険制度をきちんとやってるかどうかというところが重要と思えますので。インセンティブが上がるからそっちの方ばかりやるとかではなく、全体的に市としてどうしていくことが必要か、そういうような視点で事業を進めたいというふうには考えております。ただ、もちろんその結果、この点数が上がることに越したことはないかなというふうには思っております。</p>
菅野会長	<p>はい、ありがとうございます。他にお願いします。あ、どうぞ。</p>
清水委員	<p>さっきのこの3ページで1780団体ってさっき言われたんですがね。1780団体とするとこれは市だけじゃなくて町村も入るんですよ。</p>
川口主幹	<p>はい、それとあと一部、一部事務組合というそのいくつかまとまった団体も入ります。</p>
清水委員	<p>和光市と比べるともっとランクの悪いって言い方はおかしいけども、もっとずっと下の市町村も入るわけですよ。そうすると、中央値が例えば7年度で446で和光市が536ってことは、大体2割ぐらいしか上じゃないですよ。下</p>

	<p>の3番。効果支援、努力支援の合計だよ。令和7年で中央値が446でしょ。で、和光市が536でしょ。ということは、中央値より2割ぐらい上だっていうこと見ていいですよ。となると、全国で1780の中で和光市よりもっとランクの下って言い方がおかしいけども、そういうところも入ってるとすると、和光市がすごい優秀でもなんでもないわけだよ。</p> <p>こういうやり方っていうのは、数字がすごいよく見えるっていうやり方って色々やり方色々あると思うんですけど、この辺がちょっとよく分かりにくいんでね。なんかこれ見ると、平均より上だから2割ぐらい上だからだいぶいいのかなと思うけど、例えば和光市と同じぐらいの規模のところで考えると、必ずしもそうじゃないんじゃないかなとは思いますが、自分ではね。そういうのがどうかなという気はしますね。</p> <p>県内順位、8位とか9位ということですが、県内は何市町村ですかね。</p>
梅津次長	<p>一部事務組合が幾つかということはあるんですが、埼玉県は63市町村あります。</p>
清水委員	<p>63ですか。63のうちの8位9位ってことですね、県内順位はね。それを見ると、だいぶ上のほうには感じるんだけどね。中身なんだよな。和光市が特別いいっていうわけではなく、真ん中より上だけどっていう見方でいいですよ。</p>
梅津次長	<p>中央値っていう形になっておりますので、一応的にその順位的には、226というふうになっておりますので、上位ではあるというふうには、今回この国の評価で言えば上位だったというところになりますので、よろしく願います。</p>
清水委員	<p>ま、真ん中より上だけど必ずしも特別いいってわけでもない。</p>
菅野会長	<p>ありがとうございました。他にありますか。無いようでしたら、報告事項3を終了いたします。それでは次に諮問事項に入らせていただきます。諮問事項は2つですね。諮問事項1について事務局から説明をお願いします。</p>
安藤主任	<p>はい、それでは諮問事項1、令和7年度9月埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算案について、ご説明させていただきたいと思います。資料4をご覧ください。ご説明する前に1点、資料3点誤りがありまして、修正をお願いしたいと思いますが、資料4の5ページ目を開いていただけますでしょうか。5ペ</p>

安藤主任

ページ目下段の、ウその繰越金についてなんですけれども、令和6年度の介護保険特別会計決算額の歳入額から歳出額を差し引いた余剰金を令和6年度へ繰り越しします、と記載していますが、こちらは正しくは令和7年度に繰り越ししますという事でございますので、6から7への修正をお願いできればと思います。同じく年度の間違いですが、その下の黒丸のところ、令和5年度決算額と記載していますが、正しくは令和6年度の決算額となります。同じく7ページ目ですね。令和6年度精算内容の内訳の表を記載していますが、縦軸のBのところ、令和5年度繰入額と記載していますが、正しくは令和6年度の繰入額となります。申し訳ございませんが、修正を3点お願いいたします。

それでは1ページ目に戻っていただきまして、2ページ目からご説明をさせていただきます。9月の補正では、歳入歳出それぞれの事業で予算の増額がありますが、すべては令和6年度の決算額が確定したことにより、各交付金の金額が確定して、追加交付の受入れや返還金などの支払いをするために補正をするものとなっています。2ページ、3ページご覧いただくと、歳入、歳出の補正額について記載しています。4ページ目以降には各項目の詳細な説明を記載していますが、まずは2ページ目から全体の概要についてご説明をさせていただきます。

2ページ目、歳入の欄ご覧いただきますと、上から4つ目までは地域支援事業交付金の追加交付金を県と国からそれぞれ受け入れするための増額補正となっています。上から5段目、06、繰入金は低所得者軽減負担金の確定に伴い、一般会計から追加交付分を受け入れするための増額補正となっています。1番下の段、07繰越金は令和6年度の決算確定に伴い、余剰金を令和7年度予算に受け入れするための増額補正となります。9月補正の歳入予定総額としては、1億5749万4000円となっています。

続いて3ページ目の歳出について、08基金積立金は、歳入で受け入れした金額の一部を介護給付費準備基金に積み立てするための増額補正となります。09諸支出金の01繰出金は、令和6年度の決算確定に伴い、一般会計から受け入れしすぎている金額を返還するための増額補正となります。09諸支出金の02償還金及び還付加算金は、令和6年度の決算額確定に伴い、国県支払い基金にそれぞれ返還するための増額補正となります。9月補正の歳出予定総額としては、1億5749万4000円となり、歳入額と同額となっています。

次のページ1から、各項目について詳しくご説明いたします。歳入のカタカナのア、地域支援事業交付金については、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的任意事業の2つの事業があります。4ページ目下のグラフのとおり、財政構造がそれぞれ異なっておりまして、総合事業は40歳から64歳の第2号被

安藤主任

保険者の負担がありますが、包括的任意事業については第2号被保険者の負担がなく、市・県・国の負担割合がそれぞれ多くなっています。

地域支援事業交付金についてのご説明となりますが、要介護状態または要支援状態になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進することを目的としたものとなっています。

4ページ目下段に地域支援事業交付金の令和6年度の決算状況を記載しています。国と県それぞれの事業を合算しますと合計で421万8433円が追加交付となっています。

続いて5ページ目をご覧ください。イ、低所得者軽減負担金繰入金についてご説明します。低所得者軽減負担金は、65歳以上の市民が負担する介護保険料について所得が低い第1段階から第3段階の被保険者に対する保険料を軽減した場合に、軽減分については国が1/2、県が1/4、市が1/4負担することとなっています。令和6年度の軽減額が確定したことによって、追加交付があります。令和6年度の決算状況は、113万5210円が不足しているため、一般会計から追加で繰り入れするため、増額補正となっています。

5ページ目下段、ウその他繰越金は令和6年度の介護保険特別会計決算額の歳入から歳出額を差し引いた余剰金を令和7年度に繰越しするお金となります。令和6年度の歳入額52億3231万3433円から歳出額である50億8017万695円を引いた金額である1億5214万2738円が令和6年度の余剰金となり、令和7年度に繰入される金額となり、増額補正の対象となっています。

続いて6ページ目からは歳出の説明となります。介護給付費準備基金積立は歳入の補正額と歳出の補正額の差である余剰金を準備基金に積立するものとなります。歳入の補正である地域支援事業交付金、低所得者軽減負担金繰入金、その他繰越金の合計額である1億5749万5000円から歳出補正である一般会計と県や国、支払基金に返還する額の合計、944万8000円を引いた差額である、6302万7000円が準備基金に積立をします。

令和7年度9月補正後の準備基金の積立状況としましては、令和6年度末は1億9863万円であったものを、令和7年度の当初予算で1億2742万2000円を取崩し、9月補正で6302万7000円を積立しますので、現段階の保有額については1億3423万7000円となっています。令和7年度の当初予算を作成するために1億2700万円程度取り崩していますので、令和8年度も同等かそれ以上の取崩しが予測されています。今年度の3月補正でさらに取り崩しが必要にな

安藤主任	<p>る可能性もあり、そうなった場合は令和 8 年度の予算が足りなくなる恐れがあるため、支出状況を細かく確認して、次年度の予算を検討していく必要があります。</p> <p>続いて 7 ページ目の、オ、一般会計繰入金は、令和 6 年度の決算額確定に伴い精算するものです。内訳をご覧くださいますと、それぞれ介護給付費の市の負担分、地域支援事業の市の負担分、人件費繰入金、利用者負担軽減事業費、その他一般会計繰入金に返還があるため、合計の補正額としては、3129 万 2613 円となっています。</p> <p>最後に 8 ページ目ですが、カ、償還金は令和 6 年度の決算額の確定に伴い、国県などの負担金について精算するものです。介護給付費負担金は、国、県、支払基金それぞれに返還がありまして、合計額は 6070 万円程度となります。地域支援事業交付金の返還は、支払基金のみ発生しておりまして 109 万円程度となっています。その他の補助金としまして、国からシステム改修に関わる補助金の交付を受けていますが、138 万円程度の返還金が生じております。A、B、C 各返還金の合計金額が 6317 万 6863 円となりまして、増額補正が必要となっています。令和 7 年度 9 月介護保険特別会計補正予算案の説明については以上となります。</p>
菅野会長	<p>はい、ありがとうございます。ご質問はございますでしょうか。</p>
山口委員	<p>7 ページ目の、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度ですが、時々関わることもあるんですけども、なかなかこういう風に色々、あの、制限があって難しくていうことで、今この利用っていうのは増えてるんでしょうか。</p>
梅津次長	<p>その金額が大きくないところではあるのですが、若干減少傾向があるというふうに思っています。</p>
菅野会長	<p>他にございますか。はい、それでは、質問がないようですので、諮問事項について採決をお願いしたいと思います。この諮問について賛成の方どうぞ。</p>
	<p><挙手多数 承認></p>
菅野会長	<p>次に諮問事項 2 ですね、事務局からお願いします。</p>
川口主幹	<p>はい、諮問事項 2、和光市高齢者紙おむつ等購入費助成要綱の一部改正につ</p>

いて、ご説明いたします。資料 5、両面資料をご覧ください。本案は第 2 回和光市介護保険運営協議会においてご助言をいただいた内容を元に、要綱の一部を一部改正について、市内のケアマネージャーからのご意見をいただきまして、再度見直しを行ったものです。前回ご提示した対象者の要件としては、改正前の要綱で定める市内在住者かつ 1 号被保険者であること、要介護認定を受けていること、施設等に入所していないことの 3 つに加え、国が定める医療費控除を受けるために必要なオムツ使用証明書の発行基準に合わせ、介護認定日時点での主治医意見書における障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）B1 以上かつ尿失禁にチェックがあることを必須条件としておりました。前回の協議でオムツが必要な状態として、身体機能の低下だけでなく、認知機能の低下等も考えられることについてご意見をいただきましたので、2 目、主治医意見書における認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa 以上かつ尿失禁にチェックがあることを追加いたしました。3 目、オムツ使用証明書の提出があること、以上 3 つの条件を新たに提示し、3 つのうちのいずれかに該当すれば、本助成事業の対象とすることといたします。

また、再度の説明になりますが、生活保護を受給者の方につきましては、前回の運営協議会での提案と同様に対象から除くこととし、今後は生活保護の制度において、上限の範囲内で紙おむつの支給を受けることができます。なお、現在助成を受けている者への対応として、要綱改正以降に新たに有効になる認定日の情報を参照し、対象者に該当するか否かの通知を行う考えております。これらの要件を加えた改正要綱を 9 月 1 日から施行を考えております。和光市高齢者紙おむつ等購入費助成要綱の一部改正についてのご説明は以上となります。よろしく願いいたします。

菅野会長

はい、ありがとうございます。本来、B1 とかなり厳しくなっていましたので、今回は、ちょっと再度考えていただいた形でおっしゃっていただけることは思っていましたけど、一応出したところもあるでしょうから。何かご質問ございますか。はい、お願いします。

山口委員

表面には 3 番のところ、あの、おむつ使用証明書の提出ってなってますが、裏の、状態像としてはそこには、A2 を想定っていうことで、それは入るっていうことですか。

柏保健師

すいません、その A 2 に関しましては、主治医の判断によるものかと思えますけれども、状態像としては A 2 を想定して、おむつ使用証明書が発行される

山口委員	<p>であろうということ A 2 と設定させていただいております。なので、A 2 だけであれば、対象にはなりません。ですが、その状態像であれば、おむつ使用証明書が医師の判断に基づいて発行されるだろうというところで考えております。</p> <p>裏面のかっこはありってということですね、はい。で、これをケアマネ等みんな集まって、お話しをさせていただいて、で、これでもグレーな方いらっしゃるんじゃないかっていうところもあるので、それはどんな人たちが出てくるかっていうのは、ケアマネ同士でちょっと、色々リストを集めていきたいなと思っております。よろしくをお願いします。</p>
梅津次長	<p>対象者の要件としましては、前回皆様からご意見いただきまして、この認知症高齢者の日常生活自立度を加えさせていただきました。今、委員さんの方から、それ以外でもやはり該当者がいるのではないかという話がございます、まず一旦そちらの要件で、要綱の方を改定させていただきまして、その後、一定程度見ていく中で、やはりこの人も対象していいんじゃないかという人が明らかになってきた場合につきましては、改めて、要綱の改正というのも、視野に入れて考えたいというふうに思っております。</p>
鈴木副会長	<p>この改正によって、現時点で助成している方とどのくらい変わりますか。</p>
梅津次長	<p>現在 500 人ぐらいですが、今回の改正で 110 人程度が外れます。</p>
菅野会長	<p>かなり厳しい数字だと思うが。やはり現場の方のご意見を吸収してですね、切り捨てればいいのかというものではないので、今後このような改正するときは救済する道を模索していただければと思います。これは現物給付ですか？</p>
梅津次長	<p>現物給付になります。</p>
菅野会長	<p>わかりました。他にありますか。</p>
深野委員	<p>障害者のほうでも出てますよね、おむつ助成って。で、高齢者になってきた場合に、今までだと大きく分断されていて、障害者で高齢者、知的障害者が高齢者になると、途端にあの、障害から出なくなって、今そういうことが数年なくなっているんで、これはどちらを優位とされる予定でしょうか。あの、</p>

梅津次長	<p>知的障害者だと 50 代を超えている方が増えてきているので、あと 10 年ぐらいでどんどんどんどん高齢者に入っていくことを考えなくちゃいけないと思うんですけど、その住み分けっていうのが、ご家族の方がわかりづらいついていうのをよく聞くので、もしできるなら説明を差し上げたいなと思うのでお教えいただけますでしょうか。</p>
山口委員	<p>原則この介護保険と障害の制度を重複した部分につきましては、介護保険制度が、優先されるというふうになっております。</p>
梅津次長	<p>そうしたら、介護で駄目ってなった場合、障害の手帳を持っていらっしゃる方はそちらで障害が良ければそちらで出すことはできるということですか。</p>
深野委員	<p>介護保険のほうで対応しないサービスにつきましては障害のほうで、要件を満たせばサービスを受けられるということになります。</p>
菅野会長	<p>ありがとうございます。</p>
梅津次長	<p>現実に 65 歳を過ぎてですね、やはり最近は結構高齢化、昔は早く亡くなる人が多かったんですけども、最近はかなり寿命が延びてきて、でも、介護保険を途中から申請するっていうことは少ないんですよね。また意見書を書いてくれと言っても、我々非常に困ってしまうんですよね。ですから、今委員がおっしゃったとおり、どちらを選択することになるのか。継続して障害を選択し、ただ、寝たきりになったり、明らかに身体状況が変化した際にね、介護保険のほうに移行してもらおう、というような線引きが一番分かりやすいんじゃないかなと思いますけども。</p> <p>この場合は介護保険の運営協議会ですけど、障害のことも今おっしゃられたようなことが懸案事項になってるんであれば、一度見学してですね、あの、介護と障害の、まあ、あり方とか、見方とか検討できるといいと思いますけど、ま、余計な話ですけども。</p>
梅津次長	<p>ありがとうございます。私自身も社会援護課のほうにも在籍していた時がありまして、色々お話をいただくことがございましたので、よくわかっているところではあるのですが、やはりこの、本来は介護保険が優先すべきなんですけれども、そこを障害のほうでというようなお話とは思いますが、これは国のほうの制度でありますので、なかなかちょっとここでお答えできるものではない</p>

菅野会長	<p>のですが、そういう障害から介護への切り替えというのが課題だという事は、承知しております。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p> <p>はい、無いようでしたら、採決したいと思います。この諮問について賛成の方挙手をお願いします。</p> <p><全員承諾></p>
菅野会長	<p>その他連絡事項ございますか。</p>
梅津次長	<p>はい。それではその他として、5月の第1回会議で本協議会にご諮問させていただきました、介護保険特別会計における不適正な事務処理による支払月の期ずれを是正するために一般会計から特別会計の方に繰り出した2億1000万円について、市として最終の方針を決定いたしましたので、ご報告させていただきます。まず当初、市といたしましては、介護保険が特別会計により運営されていることを鑑みまして、2億1000万円に関しましては一般会計に返還する、というふうに本協議会や議会にも説明してまいりましたが、その後ですね、やはり、市民説明会等を開催いたしまして、市民の方からは被保険者の負担を増すということに反対する意見が非常に多くございました。また、本協議会での答申におきましても、この事案は過去に生じたものであり、今後の被保険者に負担をかけるのは望ましくないとの、ご意見をいただいております。このような状況から改めまして、市として検討いたしました結果、市が介護保険の保険者として制度を運営するにあたりましては、被保険者の理解と協力が不可欠であり、本来過去の被保険者が負担すべきものを将来の被保険者に負担することは、理解が得られないこと、などを鑑みまして、今回2億1000万円の一般会計への返還は行わないことと判断いたしました。なお、本件につきましては、広報和光9月号、それと市のホームページにおきまして、市民の皆様にご周知させていただきたいと考えております。私からは以上になります。</p>
菅野会長	<p>ありがとうございました。これだけでいいですか。</p>
川口主幹	<p>はい。次回の介護保険運営協議会開催の関係ですが、今まで5月から1ヶ月ごとぐらいに開催し、皆さんご出席いただきありがとうございます。多分次回は、12月議会に対する補正予算の関係になるかと思っておりますので、おそらく11月</p>

の初め前後になるのではないかと考えております。また1ヶ月前ぐらいに日程のほうを周知させていただき、ご出席の方をご確認させていただきたいというふうに思っております。以上です。

菅野会長

それでは、第3回和光市介護保険運営協議会、閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

議事録署名人

安田 芳子

議事録署名人

八木沢 直子